

講習科目・料金(教習料+教本代+消費税)

講習科目	助成金	クラス	現有免許資格証等	日数	料金
高所作業車運転技能講習	○	B	大型・中型・普通自動車運転免許証を有する方	2	39,720円
		C	移動式クレーン運転免許証・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	2	36,860円
玉掛け技能講習	○	A	免除資格のない方	3	25,410円
		C	床上操作式クレーン、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	3	22,880円
フォークリフト運転技能講習	-	B	大型・中型・普通自動車運転免許証を有する方	4	36,300円
小型移動式クレーン運転技能講習	○	A	免除資格のない方	3	47,110円
		C	床上操作式クレーン、又は玉掛け技能講習を修了した方	3	41,060円
車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込み及び掘削用)	○	A	免除資格のない方	6	104,460円
		D	大型特殊自動車免許を有する方、又は自動車運転免許証を有し、かつ小型車両系建設機械の特別教育を修了した方	2	44,400円
車両系建設機械運転技能講習(解体用)	○	E	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削)運転技能講習を修了した方	1	26,255円
ガス溶接技能講習	○	-		2	17,490円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	○	-		2	18,480円
石綿作業主任者技能講習	○	-		2	18,480円

講習科目	助成金	日数	料金
フルハーネス特別教育	○	1	14,540円
自由研削砥石特別教育	○	1	13,610円
足場組立特別教育	○	1	13,190円
職長・安全衛生責任者教育	-	2	19,140円
テールゲート特別教育	-	1	16,060円
低圧の電気取扱業務特別教育	○	2	18,700円
保護具着用管理責任者教育	-	1	20,900円
小型車両系建設機械特別教育(3t未満)	○	2	19,100円
刈払機取扱作業者安全衛生教育	-	1	14,300円
クレーン運転特別教育	○	2	22,605円
振動工具取扱作業者安全衛生教育	-	1	13,170円
熱中症予防労働衛生教育	-	1	10,230円

講習科目	3月	4月	5月	6月
フォークリフト運転技能講習	2月3日~4月5日	1月2日~3月4日	11月12日~13月14日	1月2日~3月4日
	10月11日~12月13日	13月15日~16月17日	18月19日~20月21日	1月5日~6月8日
	16月17日~18月19日	13月20日~21月22日	18月22日~23日~25日	17月18日~19月20日
	26月27日~30月31日			17月22日~23日~24日
高所作業車運転技能講習	17月18日	6月7日	20月21日	7月8日~28月29日
玉掛け技能講習	2月3日~4月8日 23月24日~25日	1月2日~3月 23月24日~25日	14月15日~16日 25月26日~27日	11月12月13日 25月26日~27日
車両系建設機械(整地)Aクラス	9月10日~11月12日~13月14日	6月7日~8月9日~10月11日	18月19日~20月21日~22月23日	15月16日~17月18月19月20日
車両系建設機械(整地)Dクラス	9月10日	6月7日	18月19日	15月16日
車両系建設機械(解体)	16月	13月	25日	22日
小型移動式クレーン運転技能講習	5月6日~7日	16月17日~18日	12月13日~14日	24月25日~26日
ガス溶接技能講習		21月22日		29月30日
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	30月31日	20月21日	28月29日	15月16日
石綿作業主任者技能講習			11月12日	4月5日
フルハーネス特別教育	30月	4日	20日	6日
自由研削といし特別教育		27月		12金
職長・安全衛生教育	5月6日	23月24日	7月8日	29月30日
クレーン運転特別教育	12月13日	10月11日	28月29日	22月23日
テールゲート特別教育	6月		9日	
低圧の電気取扱業務特別教育	9月10日	26月27日	16月17日	
小型車両系建設機械特別教育(3t未満)			11月12日	
刈払機取扱作業者安全衛生教育			8日	23日
熱中症予防労働衛生教育			25日	30日

各種助成金

「人材開発支援助成金(建設助成金)」

雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	-	●受講料の75%の経費助成 ●1日当たり8,550円の賃金助成
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳未満	●受講料の70%の経費助成 ●1日当たり7,600円の賃金助成
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳以上	●受講料の45%の経費助成 ●1日当たり7,600円の賃金助成

助成金を受け取ることができる建設業の資格

- 建設業の登録業者であること。
 - 受講する方が雇用保険の被保険者であること。
 - 雇用保険に加入し、その料率が1,000分の18.5であること。
 - 中小建設事業であること。
- (資本金3億円以下または従業員300人以下)

「人材開発支援助成金(建設助成金)支給例」

玉掛け技能講習Aクラス(受講日数: 3日間 受講料: ¥25,410)		
20人以下 75% + 8,550円 × 日数	21人以上35歳未満 70% + 7,600円 × 日数	21人以上35歳以上 45% + 7,600円 × 日数
¥44,600	¥40,500	¥34,200

※金額は概算のため、実際の支給額と異なる場合があります。

助成金対象科目は、上記の講習科目をご確認ください。

詳しくは、HPをご確認ください。

「人材開発支援助成金(人材育成支援コース)」

対象になる労働者	正社員・パート社員(雇用保険に加入した被保険者)
対象になる訓練	訓練時間が10時間以上の技能講習
経費助成	賃金助成
受講料の45%	1人1時間あたり760円

★助成金を受給するには届出が必要です。

講習開始日から1ヶ月前までにハローワークに計画届の提出が必要です。

